

第4章 災害復旧計画.....	1
第1節 公共施設災害復旧計画.....	1
第2節 資金計画	5
第3節 被災者等の生活再建等の支援.....	9
第4節 被災中小企業等への支援	16

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設災害復旧計画

実施担当班：全課（該当各課）

災害復旧・復興にあたっては、ただ単に原形復旧にとどまらず、将来の災害の発生を防止するため、必要な施設の新設、改良等にも十分配慮した災害復旧事業計画を立案するとともに、民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、迅速かつ適切に災害復旧事業を実施する。

主な取組み

- 災害復旧・復興のための事業実施体制の確立を図り、速やかな復旧事業を進める。
- 他の計画との整合を図り、将来を見通した計画的な復旧・復興計画を作成する。
- 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合は、各機関の連携により復興を促進する。
- 災害発生後の円滑かつ迅速な復興活動等に向けた基盤整備を進めるために、地籍調査事業を推進する。

第1 災害復旧事業実施体制

1 実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備を行い体制の確立を図る。

2 支援要請

実施体制の確立を図るため、災害の規模に応じて、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、指定地方公共団体等からの職員の派遣・応援等が必要な場合は、これらの機関等と協議の上、支援の要請を行う。なお、「長野県市町村災害時相互応援協定」等の応援協定に基づき、他の市町村に受援依頼をするときは、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

第2 災害復旧事業の立案・実施の方針

1 緊急災害復旧事業の実施

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、優先すべき事業については、緊急災害復旧事業として実施する。

2 災害復旧事業計画の総合的立案及び実施

駒ヶ根市総合計画、その他の計画との整合を図り、かつ、被害原因を考慮し、災害の再発防止のための総合的な災害復旧計画を立案し、実施する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにはかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

3 事業期間の短縮

災害復旧事業の実施にあたっては、災害の状況を考慮し、災害復旧事業の効率的推進を図る。

4 被災施設の復旧等

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。
- (4) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。
- (5) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (6) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- (7) 災害発生後の円滑かつ迅速な復興活動及び将来を見通した計画的な復興計画の策定並びに復旧に関する工事等の円滑な実施に向け、地籍調査事業を推進することで基盤整備を進めつつ、その調査結果を有効に活用する。

5 特定大規模災害からの復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要があるため、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況

が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

6 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

また、災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。

なお、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
- (3) 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じるものとする。

第3 災害復旧事業の種類

被災施設の復旧にあたっては、関係法令及びそれぞれの事業の定めるところにより、おおむね次の事業について計画・実施する。

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 道路災害復旧事業
- (3) 単独災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業

2 都市災害復旧事業

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 都市下水道災害復旧事業
- (3) 公園施設災害復旧事業
- (4) 市街地埋没災害復旧事業
- (5) 単独災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 都市下水道災害復旧事業
 - ウ 公園施設災害復旧事業
 - エ 市街地埋没災害復旧事業

3 農林水産業施設災害復旧事業

4 上水道施設災害復旧事業

5 下水道施設災害復旧事業

6 住宅災害復旧事業

7 社会福祉施設災害復旧事業

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業

9 学校教育施設災害復旧事業

10 社会教育施設災害復旧事業

11 その他施設の災害復旧事業

第2節 資金計画

実施担当班：全課（該当各課）

災害復旧事業に係る資金の需要を速やかに把握し、適切かつ効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

主な取組み

- 国・県の財政支援が得られるよう、積極的に対応する。
- 地方債の発行、地方交付税の繰上げ交付等、あらゆる制度を活用し資金調達に努める。

第1 国による財政援助等

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激特法」という。）に基づく財政援助等

激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす災害が発生した場合、災害状況等を県知事に報告し、県の実施する調査に協力して激特法に基づく財政援助等を受けられるよう努める。

なお、激特法により財政援助等を受けることのできる事業等は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 高齢者福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症予防施設災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業
 - セ 滞水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ケ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

2 その他の法律による財政援助

国が激特法以外の法律により財政援助を行う場合の事業等並びに根拠法令は、次に示すとおりであり、本市においては、財政援助を受けるための必要な措置に努める。

激特法以外の法律に基づく財政援助の対象となる事業等及び根拠法令

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、道路の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症予防法	感染症病院等復旧事業 感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理

根拠法令	財政援助を受ける事業等
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障がい者更生援護施設復旧事業
老人福祉法	高齢者福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業

第2 災害復旧事業に係る市の財政措置

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

1 地方債

- (1) 歳入欠陥債
- (2) 災害対策事業債
- (3) 災害復旧事業債

2 地方交付税

- (1) 普通交付税の繰り上げ交付
- (2) 特別交付税

3 一時借入金

- (1) 災害復旧事業貸付金（県）
- (2) 災害応急融資（関東財務局長野財務事務所、日本郵便㈱及び(財)長野県市町村振興協会）

第3 市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

- 1 災害発生の際は関係機関と緊密に連絡して、市の必要応急資金量を調査し、その確保に努める。
- 2 応急資金として、市に対し手持資金により融通を行う。ただし、手持資金で不足の場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。

第3節 被災者等の生活再建等の支援

実施担当班：全班（該当各班）

被災者に対する生活相談、弔慰金等の支給、援護資金及び住宅資金の貸付け、就業等のあっせん等を行い、市民の自力復興を促進し、市民生活の早期安定を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

主な取組み

- 市民相談窓口を設置し、広く市民に周知する。
- 被災者の生活確保のための対策を実施する。
- 市民に対し、ホームページ、登録メール、ソーシャルメディア、掲示板、音声告知放送、CATV、広報紙等を活用し広報を行う。
- 報道機関に対し、発表を行う。

第1 市民相談窓口の設置（民生対策部市民班）

市の関係各課及び関係各機関に協力を要請して、臨時の市民相談窓口を設置し、被災者の多方面にわたる相談に応じる体制を確立する。

第2 被災者の生活確保対策

1 罹災証明書の発行（総務対策部税務班）

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に遅滞なく罹災証明書の交付を行う。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

2 住宅対策（建設対策部都市計画班）

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災

害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅等への優先入居の措置をとる。

(5) 当市以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

3 住家等にある障害物（建設対策部建設班）

(1) 実施責任者

建設対策部建設班長は、上伊那広域消防本部と相互に緊密な連絡をとり、対象箇所数を調査の上、除去計画を作成し、直接除去又は業者委託により除去する。

(2) 対象者

障害物除去の対象者は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に流入し、日常生活を営むのに支障をきたしている者で、次の条件に該当する者とする。

ア 当面の日常生活を営むことが困難な状態にあること。

イ 住家は、半壊、半焼又は床上浸水したものであること。

ウ 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

エ 自らの資力をもって障害物を除去できない者であること。

(3) 除去の方法

建設対策部建設班長は、状況に応じて建設業者等の協力を得て、速やかに除去する。

なお、建設対策部建設班長が行う障害物の除去は、住家の原状回復を行うものではなく応急的な除去に限られるものである。

(4) 経費の負担

災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県が負担し、その他の場合は本市が負担する。

災害救助法の適用時は、共通対策編第36節第4「障害物の除去」による。

4 被災者生活再建支援法による復興（建設対策部都市計画班）

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(1) 被害認定と被害報告

災害による住宅被害情報を迅速に把握し、上伊那地域振興局を経由して、速やかに県に被害状況報告を行う。

(2) 法適用の用件

ア 対象となる自然災害（救助法施行令第1条第2項）

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（みなし規定）が発生した自然災害

a 市の区域内で、80世帯以上の住宅が滅失した自然災害

b 県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の滅失世帯数が40世帯以上の自然災害

(イ) 市内で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(ウ) 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(エ) 県内の他の市町村で「(ア)」又は「(イ)」に規定する被害が発生し、市内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

イ 支給対象世帯

(ア) 住宅が全壊した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

(4) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

(5) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

5 信州被災者生活再建支援制度

被害の状況が信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに県と適用手続きについて協議する。

6 被災者支援システムの活用

家屋を含む被災状況、避難所情報等を被災者ごとに一括管理し、「罹災証明書」の発行はもとより、各種支援制度や義援金への早期対応のため被災者支援システムを導入し有効に活用する。

7 災害救助資金等の貸付

(1) 災害援護資金の貸付（民生対策部福祉班）

災害救助法の適用を受けた災害により、被害を受け、かつ、世帯所得の合計額が政令で定める額に満たない世帯の世帯主に対して、生活援護資金を貸し付ける。

貸付基準については、次表のとおりである。

(2) 生活福祉資金の貸付（駒ヶ根市社会福祉協議会）

災害により、被害を受けた低所得世帯に対し、災害援護資金を貸し付ける。

(3) 母子及び寡婦福祉資金の貸付（民生対策部福祉班、県）

母子及び寡婦福祉法に基づき、母子又は寡婦世帯に対し、住宅資金を貸し付ける。

災害援護資金の貸付基準

(駒ヶ根市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条より抜すい)

世帯主の負傷の有無	被害の程度	貸付限度額	住宅の建直しに際し、残存部分を取り壊さなければならない場合の貸付限度額	据置期間	償還期間
世帯主が負傷により、おおむね1ヶ月以上の療養が必要な場合	ア 他の被害がない場合	150万円		3年 7年 償還期限は 計10年	
	イ 家財の被害金額がその家財の価額のおおむね1／3以上ある場合	250万円			
	ウ 住居が半壊した場合	270万円	350万円		
	エ 住居が全壊した場合	350万円			
世帯主に負傷がない場合	ア 損害があり、かつ、住居の被害がない場合	150万円		3年 7年 償還期限は 計10年	
	イ 住居が半壊した場合	170万円	250万円		
	ウ 住居が全壊した場合 (エの場合を除く)	250万円	350万円		
	エ 住居の全体が滅失、若しくは流失した場合	350万円			

8 被災者台帳の作成

個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施を図るものとする。

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他連絡先

カ 住家の被害とその他の被害

キ 要配慮者であるときは、要配慮者に該当する理由

ク その他、市長が特に必要と認める事項

9 被災者に対する職業のあっせん（駒ヶ根市職業相談室（駅ビルアルパ内））

駒ヶ根市職業相談室においては、被災を原因として他に転職を希望する者に対して、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓し、積極的に就職あっせんをするとともに、職業訓練の実施、必要な技術の習得ができるよう努める。

また、特に就職を希望する者が多い場合には、職員が現地に出張し、職業相談を実施する。

10 生活保護（民生対策部福祉班）

被災者の恒久的生活確保の一環として、次の措置を講ずる。

- (1) 生活保護法に基づき、被災者の生活の困窮の程度に応じ、最低生活を保障して生活の確保を図る。
- (2) 被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法の適用がない場合においては、生活保護法により家屋補修費の支給を行う。

11 簡易保険、郵便年金契約者、郵便預貯金に対する措置等（市内各郵便局）

- (1) 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け等

天災等（原則として災害救助法適用地）によって契約者が被災した場合に、日本郵便㈱及び現地の郵便局長が必要と認めたときは、おおむね次のような非常取扱いを実施する。

ア 契約者に対して貸し付け可能額の範囲内（郵便年金については30万円まで）で即時に貸し付けを行う。なお、保険証書がなくても郵便局長が流失等の正当な理由によると認めた場合は、貸し付けを受けることができる。

イ 契約者から保険料、掛金の払い込み猶予の申し出があったときは、被災状況等により6か月以内に限り保険料等の払い込みを猶予する。また郵便局で該当すると認めたときは、申し出がない場合でも払い込みを猶予する。

ウ 死亡証明書類を除く他の証明書類及び保険証書等を差し出すことができない場合であっても、特に被災者のために保険金の非常即時払いができる。

(2) 郵便貯金等の預金者に対する非常払い等

災害救助法が適用された区域内の者に対し、郵便局において次のような非常払い及び料金免除を取扱う。

(注) 貯金通帳、貯金証書、印章があるときは、全国どこの郵便局でも金額に制限なく払い戻すことができる。

ア 貯金通帳等をなくした場合、保証人があれば1回限り20万円まで支払う。

イ 郵便貯金の預金者、郵便為替の受取人等で、印章をなくした場合、押印でも取扱う。

ウ 共同募金会が行う被災者救援募金の郵便振替による払込みは、その払込み料金を免除する。

(3) 災害地の被災者に対する郵便葉書の無償交付及び郵便物の料金免除等

ア 災害救助法が適用されその救助を受ける者に対して、通常葉書及び郵便書簡の無償交付をする。

イ 災害地において、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてた救助物資を内容とする小包郵便物の料金免除を実施することがある。

ウ 被災地において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた寄附金・見舞金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施することがある。

エ 被災地域の被災者が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字物で、速達及び電子郵便とした郵便物の料金免除を実施することがある。

1.2 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給、災害見舞金等の交付

(1) 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給（民生対策部福祉班）

駒ヶ根市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり支給する。

ア 災害により死亡した者の遺族に対して、弔慰金を支給する。

イ 災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に1級程度の障がいがある者に災害障がい見舞金を支給する。

災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給基準

(駒ヶ根市災害弔慰金の支給等に関する条例第5条、第10条より抜すい)

種類	金額		支給対象者
災害弔慰金	主たる生計維持者	5,000,000 円	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の異常な自然現象により死亡した者の遺族
	その他の者	2,500,000 円	

災害障がい見舞金	主たる生計維持者	2,500,000 円	上記の災害において、一定以上の障がいがある者
	その他の者	1,250,000 円	

(2) 災害見舞金の交付（民生対策部福祉班、県）

災害により、住家又は世帯構成員が被災した世帯の世帯主又は遺族に対して、災害見舞金を交付する。

1 3 被災者に対する金融上の措置（関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店）

被災者に対する金融上の措置等について適切な指導助言を行う。

関東財務局長野財務事務所及び日本銀行松本支店は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関等に対し、次の措置を講じさせる。

- (1) 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとること。
- (2) 預貯金の払戻しについて、通帳等を損失した者に対し、簡易な確認方法をもって払戻しの利便を図ること。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預貯金掛金を担保とする貸出しに応ずる措置をとること。
- (4) 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融業務の休日営業等について適宜配慮すること。
- (5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮すること。また、保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講ずること。

1 4 租税の徵収猶予及び減免（総務対策部税務班）

災害による被災者の納付すべき租税の徵収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(1) 市税の減免等の措置

本市においては、被災者の市税について、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限を延長するとともに、市民税、固定資産税、特別土地保有税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税の減免について駒ヶ根市市税条例等の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

(2) 国、県税の減免措置の周知

国、県税の期限の延長、減免及び徵収猶予について、関係機関と連携して周知を図る。

1 5 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等（民生対策部市民班、総務対策部税務班）

市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料(税)の減免、徵収猶予等の措置を講ずる。

第4節 被災中小企業等への支援

実施担当班：産業対策部農林班

産業対策部商工振興班

被災中小企業者等の早期復興を図るため、これに必要な資金の融通について、関係機関相互で緊密な連携をとり、被害の状況に応じて、貸付手続の簡易・迅速化及び貸付条件の緩和措置を講ずる。

主な取組み

- 被災中小企業者等への公的資金のあっせん及び利活用の指導を図る。
- 速やかな資金融通のための措置を講ずるように努める。

第1 被災農林業者に対する支援（産業対策部農林班）

災害時における融資等は、災害の規模、被害の程度等によって異なるが、これら制度の利用指導により事業の早期復旧を図る。

1 天災資金

天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定する暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温又は降ひょう等の災害によって損失を受けた農林業者等に対して次の資金の融通をする。

- (1) 被害農林業者に対し農林業の経営に必要な資金
- (2) 被害農林業組合に対し事業運営資金

2 (株)日本政策金融公庫資金(農林水産事業)

(株)日本政策金融公庫法等に基づき被災農林業者及びその組織する団体に対し、次にいう農林業資金の融通をする。

- (1) 農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧に必要な資金
- (2) 災害復旧として行う果樹の改植又は補植に必要な資金
- (3) 災害により、農林業経営に著しい支障を及ぼすような状態に陥った農林業者の経営の維持に必要な資金
- (4) 復旧造林又は種苗養成施設に必要な資金
- (5) 農業、林業、水産、畜産、蚕糸、電気導入及びその他の共同利用施設の災害復旧に必要な資金

3 農業災害資金

- (1) 農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱に基づき、知事が指定した天災等による農作物等に著しい被害を受けた農業者に対し、農業の災害復旧上必要な資金の融資を行う。
- (2) 農業及び林業振興補助金交付要綱に基づき市長が認めた天災等による農作物等に著しい被害を受けた農業者に対し、災害復旧上必要な資金の利子補給を行う。

4 農業災害補償

農業者の不慮の事故によって受ける損失を補償するための農業災害補償法に基づく農業共済制度を実施しており、被害の補償業務の迅速適正化、共済金の早期支払により農業経営の安定を図る。

第2 被災中小企業者に対する支援（産業対策部商工振興班）

被災中小企業者の早期復興を図るため、これに必要な資金の融通について、関係機関相互で緊密な連携をとり、被害の状況に応じて、貸付手続の簡易・迅速化及び貸付条件の緩和措置を講ずる。

1 政府系中小企業金融機関の実施する制度

- (1) (株)日本政策金融公庫資金（国民生活事業）
一般の金融機関から融資を受けることが困難な市民に対し、必要な事業資金が貸付けられる。
- (2) (株)日本政策金融公庫資金（中小企業事業）
中小企業者並びに中小企業等協同組合等（対象業種が定められている。）に対し、設備資金、長期運転資金が貸付けられる。
- (3) 商工組合中央金庫資金
中小企業等協同組合法による組合であって、所属している組合及びその構成員に対し、運転資金、設備資金が貸付けられる。

2 県の行う中小企業金融制度

次にあげる各種制度金融の効果的な運用を図る。

- (1) 中小企業振興資金
- (2) 経営健全化支援資金
- (3) 創業支援資金
- (4) 新事業活性化資金
- (5) 経営力強化資金
- (6) 東日本大震災復興支援資金
- (7) 再生支援資金

3 市の行う中小企業振興資金融資制度（産業対策部商工振興班）

各種制度金融の効果的運用を図る。

- (1) 設備・運転資金
- (2) 小口資金
- (3) 事業開始資金
- (4) 商店店街活性化資金
- (5) 経営改善支援資金
- (6) 企業立地振興資金
- (7) 企業誘致促進資金
- (8) 産業活性化資金
- (9) 災害対策資金